

法人営業統括部 短期契約店舗計上ルール

2015年10月決裁権限ルール変更補足資料

- ・営業期間7ヶ月以上(設置月含む)
 - ・利用料6ヶ月以上(設置翌月課金)
- >ランニングにて計上(事例①)

事例①:

← 営業期間 →							
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
設置月	課金	課金	課金	課金	課金	課金	解約

- ・営業期間6ヶ月以下(設置月含む)
 - ・利用料6ヶ月分
- >イニシャルにて計上(事例②)
- 契約品目:「Z102199:器材費 その他(放送事業)」
 ※契約種類は「新設 無料設置契約(01-98)」にてランニング0円登録

事例②:

← 営業期間 →						
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
設置月	利用料6ヶ月分(ランニング0円計上)					解約

⇒設置期間(営業期間)が6ヶ月以下の店舗はイニシャル計上、7ヶ月以上はランニング計上 ※事例①の場合も稟議が必要です。
 ⇒設置期間(営業期間)が6ヶ月未満であっても最低6ヶ月分の利用料にて交渉

※請求が館経由となる場合は、営業期間6ヶ月以下の場合でもランニングにて計上